

佐賀大学情報ネットワーク及びコンピュータ管理者倫理規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、佐賀大学キャンパス情報ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の円滑な利用を促進し、佐賀大学の教育研究の充実を図ることを目的としてネットワーク及びコンピュータ管理活動に関する情報倫理の基準を定め、管理者(管理運用担当者を含む。以下同じ)の管理活動の透明性を確保するとともに、基準違反行為に対する措置を明確にすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 管理者は、その権限に相応した高い倫理性を堅持しなければならない。

(システム管理利用上の遵守事項)

第3条 ネットワーク管理者及びコンピュータ管理者は、法令及び学内諸規則を遵守し、品位を保ち、管理者としての信頼を得るよう努めなければならない。

- 2 ネットワーク及びコンピュータ管理者は、自らの管理権限の及ばないシステムに関しては、通常の利用者として、規範に従わなければならない。特に、ネットワーク管理者は個々のコンピュータに関して、コンピュータ管理者は接続先のネットワークに関して、それぞれ利用者であることに留意しなければならない。
- 3 ネットワーク及びコンピュータ管理活動において知り得た情報を、みだりに口外してはならない。また、それらを管理目的以外に利用してはならない。
- 4 管理権限を乱用してはならない。
- 5 不正利用などのトラブルを発見した管理者は、所属するネットワークの管理運用担当者に対して、直ちにその事実を届け出なければならない。

(ネットワーク管理者の倫理)

第4条 ネットワーク管理者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通信の秘密を侵してはならない。
- (2) 利用者に対して不当な差別を行ってはならない。
- (3) 利用者に影響の及ぶネットワーク設定の変更の際は、利用者の了解を得るよう努めなければならない。
- (4) ネットワークの不具合の無いことの確認を定常的に行い、安定したサービスを提供するよう努めなければならない。
- (5) 不具合が発生した場合は、迅速に事態の收拾を図るとともに、学術情報処理センター長に報告しなければならない。

(コンピュータ管理者の倫理)

第5条 コンピュータ管理者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 複数利用者を有するコンピュータにあつては、利用者のプライバシーを犯してはならない。
- (2) 利用者に対して不当な差別を行ってはならない。
- (3) 利用者に影響の及ぶシステム設定の変更の際は、利用者の了解を得るよう努めなければならない。
- (4) コンピュータの利用状況及び接続状況を定常的に確認し、安定的運用に努めなければならない。
- (5) 接続するネットワークのモニタを許可なく行ってはならない。
- (6) 不正利用など不具合の発生した場合は、迅速に事態の收拾を図るとともに、接続するネットワーク管理者に報告しなければならない。
- (7) 不正攻撃によつてコンピュータに侵入された場合には、直ちにネットワークから切

断し、ネットワーク管理者に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(違反行為に対する措置)

第6条 コンピュータ管理者は、本規程の違反行為をした者に対し、管理権限の取消しその他の措置をとることができる。

- 2 学則及び学内諸規程等に違反するとみなされる場合については、所定の手続に従って処分するものとする。
- 3 違反行為に対する措置の内容及び適用手続については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。